

税第 522 号  
令和4年3月29日

関東信越税理士会新潟県支部連合会  
会長 真島 一誠 様

新潟県総務管理部税務課長

法人県民税（法人税割）の超過課税の適用  
期間延長に係るチラシについて（依頼）

日頃本県の税務行政につきましては、御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

このたび昭和50年から実施してまいりました法人県民税（法人税割）の超過課税について、その適用期間を5年間延長することといたしました。

つきましては、恐縮ですが、別紙のチラシを貴会会員の皆様に御配布くださいますようお願いいたします。

担当：新潟県総務管理部税務課  
課税第1係 渡邊  
TEL 025-280-5047

令和4年4月

税理士の皆様へ

## 法人県民税（法人税割）の超過課税の延長について（お知らせ）

新潟県

県税の申告・納税につきまして、日ごろから御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

本県では、これまで教育・文化・スポーツの振興の財源とするため、法人県民税（法人税割）の超過課税を実施してきておりますが、引き続き令和9年3月31日までに開始する事業年度分について超過課税を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、超過課税の内容等につきましては、今後、法人各位に対し申告書用紙の送付に際して同封するお知らせ文書（別添）を御参照願います。

令和4年4月1日以降の法人県民税・事業税・特別法人事業税に関するお問い合わせは、貴社の本店所在地を担当する県税部にお願いします。

なお、本店所在地が新潟県外の法人については、新潟地域振興局県税部が担当県税部です。

名称	担当区域 (本店所在地)	所在地・電話番号
新発田地域振興局 県税部	新発田市、村上市、 胎内市、阿賀野市、 聖籠町、栗島浦村、 関川村	〒957-8511 新発田市豊町三丁目 3-2 0254(26)9024 (課税課) 0254(26)9123 (収税課)
新潟地域振興局 県税部	新潟市、五泉市、 阿賀町、三条市、 加茂市、燕市、 田上町、弥彦村、 佐渡市  <u>新潟県外</u>	〒950-8716 新潟市東区竹尾二丁目 2-80 025(273)3103 (直税第1課) 025(273)3104 (     "   ) 025(273)3116 (収税第1課)
長岡地域振興局 県税部	長岡市、柏崎市、 小千谷市、見附市、 出雲崎町、刈羽村	〒940-8567 長岡市沖田二丁目 173-2 0258(38)2505 (課税課) 0258(38)2510 (収税課)
南魚沼地域振興局 県税部	十日町市、魚沼市、 南魚沼市、湯沢町、 津南町	〒949-6680 南魚沼市六日町 960 025(772)8226 (課税課) 025(772)2665 (収税課)
上越地域振興局 県税部	上越市、糸魚川市、 妙高市	〒943-8551 上越市本城町 5-6 025(526)9306 (課税課) 025(526)9311 (収税課)

法人の皆様へ

## 法人県民税（法人税割）の超過課税の延長について（お知らせ）

新潟県

県税の納税につきまして、日ごろから御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

本県では、これまで教育・文化・スポーツの振興の財源とするため、法人県民税（法人税割）の超過課税を実施してきておりますが、引き続き令和9年3月31日までに開始する事業年度分について超過課税を行うことといたしましたので、御理解くださいますようお願いいたします。

詳しくは、地域振興局県税部までお問合せください。

### 記

区 分	内 容
税 率	【令和4年4月1日以降開始事業年度分】 1. 8%（標準税率1.0% + 超過税率0.8%）
対象法人	資本金が1億円超、または、法人税額が年1千万円超の法人等 （対象外の法人については、標準税率が適用されます。）
適用事業年度	令和9年3月31日までに開始する事業年度分

〈参考：税収の用途〉

超過課税による収入額（超過分）は、教育・文化・スポーツの振興のための財源に充てており、これまでに超過課税による収入額を活用して整備された主な施設等は以下のとおりです。

- テクノスクール、近代美術館、万代島美術館、歴史博物館
- 総合スタジアム、県立高校改築、高校大規模改修・耐震改修、県立長岡室内プール
- 福祉施設、社会文化施設、教育施設（基金）